

## 仕様書（納涼盆踊り）

- 1 業務件名  
防衛省航空自衛隊府中基地納涼盆踊りにおける売店等の設置及び経営
- 2 業務内容  
売店等の設置及び経営し飲食物又はグッズ等の販売
- 3 相手方の決定  
本業務を行う者については、防衛省航空自衛隊府中基地司令（以下「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
  - (1) 本業務を行う者は、売店等の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
  - (2) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
    - ア 国が使用財産を使用するとき。
    - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「乙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
  - (3) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、乙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。  
また、この場合乙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。
- 5 乙の資格  
乙は、以下の条件を満たしていること。  
なお、本件の請負業者として決定された後においても以下の条件を満たしていないと甲によって判断された場合は、以降の売店等の設置及び経営を認めないことがある。この場合、乙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。
  - (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
  - (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
  - (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
  - (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- 6 業務日及び出店場所

- (1) 業務日  
令和4年8月30日（火）（予定）
- (2) 出店場所  
府中基地納涼祭会場内 野外売店地区

#### 7 国有財産使用料

乙は、北関東防衛局が算定した売店等の面積に応じた国有財産使用料を歳入徴収官が指定する期日までに全額納付すること。

※参考：令和元年度使用料 370円／約20㎡（1店舗）

#### 8 費用負担

本業務に伴う費用は、乙の負担とする。

#### 9 名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

#### 10 管理責任

- (1) 乙は、自らの責任において売店等を管理し、火災、自然災害、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も、自らの責任において適切に処置するとともに甲に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 乙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

#### 11 衛生等の保持

- (1) 乙は、乙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いがある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止に留意した販売を心掛け、十分な対策を行うこと。

#### 12 情報保全の遵守

- (1) 乙は、甲及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 乙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を

取らなければならない。

### 13 損害賠償

乙は、情報保全に関する義務等に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

### 14 業務仕様

- (1) 乙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 売店等の設置、移設及び撤去に係る費用は、乙の負担とする。  
また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 販売商品の選定にあたり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うこと。
- (5) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、乙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (6) 乙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (7) 乙は、売店等の設置場所周辺を清潔に保つとともに、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (8) 乙は、自己の売店に利用者用のゴミ箱を設置し、営業終了後、そのゴミを回収し、すべて持ち帰ること。  
なお、自己の売店の販売品以外のゴミ等があった場合も、同様に処置すること。
- (9) 乙は、営業終了後、売上金額通知書（任意様式）を担当職員に速やかに提出すること。  
なお、その他の本業務に関連する必要書類についても同様とする。
- (10) 乙は、使用する電気、水、テント等の必要備品については、すべて乙の責任で準備すること。  
※基地内の電気、水道については、使用することはできない。
- (11) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び乙の間で協議する。